

## 議第97号

### 平成30年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 165,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,338,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 9,815,683	千円 37,500	千円 9,853,183
	1 負担金	9,815,683	37,500	9,853,183
3 国庫支出金		3,693,701	90,000	3,783,701
	1 国庫負担金	3,693,701	90,000	3,783,701
7 県債		2,410,800	37,500	2,448,300
	1 県債	2,410,800	37,500	2,448,300
<b>歳入合計</b>		<b>19,173,093</b>	<b>165,000</b>	<b>19,338,093</b>

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 14,932,068	千円 165,000	千円 15,097,068
	1 流域下水道費	7,360,893	165,000	7,525,893
<b>歳出合計</b>		<b>19,173,093</b>	<b>165,000</b>	<b>19,338,093</b>

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	1,735,800 <sup>千円</sup>	1,773,300 <sup>千円</sup>
<b>計</b>	<b>2,410,800</b>	<b>2,448,300</b>